

東京都下水道局工事の前払金取扱要綱

昭和47年 3月14日

46下経契第54号

局長名

改正 昭和61年12月 1日

平成10年 6月22日

平成16年 1月29日

平成21年 1月14日

令和 2年 3月27日

令和 6年 8月 2日

(通則)

第1条 東京都下水道局契約事務規程(昭和41年東京都下水道局管理規程第33号。以下「規程」という。)による当局工事の前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(前金払の対象)

第2条 規程第44条第1項に規定する前金払の対象は、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」(昭和27年法律第184号)第2条第1項において定める公共工事であって、同法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係るものとする。

(前金払の率等)

第3条 規程第44条第1項に規定する前金払の率等は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 契約金額が72億円未満の場合は、当該契約金額の3割(土木工事、建築工事及び設備工事については、4割)とする。ただし、7億2千万円を限度とする。
- (2) 契約金額が72億円以上の場合は、当該契約金額の1割とする。

第4条 削除

(前金払の制限)

第5条 第2条に定めるところにより前金払の対象とされる工事であっても、次の各号に掲げるものについては、前払金を支払わない。ただし、局長が特に必要と認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

- (1) 予定価格150万円未満の工事
- (2) 支給材料を支給する工事で、第3条(1)の場合は、当該契約金額に支給材の額を加

えた額の3割(土木工事、建築工事及び設備工事については、4割)以上、また第3条(2)の場合は、当該契約金額に支給材の額を加えた額の1割以上の材料を支給するもの

- 2 前項に定める場合のほか、局長が、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前払金の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数整理)

第6条 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前払金の対象及び率等の明示)

第7条 前払金の対象とされる工事及び前払金の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金に関する特約事項)

第8条 前払金を支払う工事の請負契約には、次に掲げる事項を前払金に関する特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証事業会社と当局工事の請負人との間における保証契約(以下「保証契約」という。)の変更にに関すること。
- (5) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
- (6) 前払金の用途制限に関すること。
- (7) 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

(前払金の請求手続)

第9条 前払金の請求は、契約締結後、当局工事の請負人が保証契約を締結し、その保証証書を当局に提出させたうえで、行わせるものとする。

- 2 前項にかかわらず、工事の着手時期を別に指定する場合その他局長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。
- 3 前払金の請求をうけたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第10条 規程第44条第2項の規定により前払金を追加払し又は返還させる場合における

前払金の額は、変更後の契約金額に第3条の前金払の率等を適用して算出した前払金額とすでに支払済みの前払金額との差額とする。

この場合において、支払済みの前払金額の算出基礎となった前金払の率等が、第3条に掲げる率等を下回っているときは、変更後の契約金額に対応する前払金額を算出するに際して、その下回っている状況についても併せて勘案するものとする。

また、前払金を追加払いする場合にも、変更後の契約金額が72億円未満である場合は、前払金の合計額は7億2千万円を超えることができないものとする。

- 2 規程第44条第2項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、第11条の定めるところにより保証契約変更後の保証証書を当局に提出させうえて、契約の相手方の請求により行うものとする。
- 3 規程第44条第2項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から局長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に当該契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（以下「財務大臣が定める率」という。）（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。
- 4 規程第44条第2項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他局長が必要ないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

（保証契約の変更）

第11条 規程第44条第2項の規定により前払金を追加払する場合には、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を当局に提出させるものとする。

- 2 既定の工期が変更された場合には、保証事業会社に対し、工期の変更を通知するものとする。
- 3 規程第44条第2項の規定により前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を当局に提出させるものとする。

（前払金を支払った場合の部分払の限度額）

第12条 前払金を支払った工事について部分払をするときは、規程第44条の2第2項の規定に基づき、次により計算して得た額を支払うものとする。

部分払金額＝既済部分の代価×(9/10)－前払金額×(既済部分の代価/契約金額)－既部分払金額

（前払金の使途制限）

第13条 前払金は、当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第14条 当局との工事請負契約を解除し、規程第44条第3項の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、次により計算して得た額を返還させるものとする。

(部分払額+前払金額)−既済部分の代価

- 2 規程第44条第3項中第1号又は第3号の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、また、第2号の規定により前払金を返還させる場合には、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を利息として徴収するものとする。

(2年度以上にわたる工事の前金払)

第15条 2年度以上にわたる工事であっても、第3条(1)の場合は、当該契約金額の3割(土木工事、建築工事及び設備工事については、4割)、また第3条(2)の場合は、当該契約金額の1割に相当する額の前払金を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額についての処理は、別に定めるものとする。

- 2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰越される工事に係る前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第16条 債務負担行為を伴う工事であるため第5条第2項に定めるところにより前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、局長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

- 2 第10条第2項及び第11条第1項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日以後の入札に係る工事請負契約(入札によらない工事請負契約にあっては、同日以後の締結に係るものとする。)について適用する。

附 則(昭和61年12月1日)

この要綱は、昭和61年12月1日以後に、規程第7条の規定により入札の公告を行う契約、

規程第29条第2項に基づき競争参加者への指名通知を行う契約又は規程第34条に基づき契約条項その他見積りに必要な事項の提示を行う契約について適用する。

附 則(平成10年6月22日)

この要綱は、平成10年7月1日以後に入札が行われる契約又は同日以後に締結される規程第34条の規定による契約条項その他見積りに必要な事項の提示を行う契約について適用する。

附 則(平成16年1月29日)

この要綱は、平成16年2月2日以後に入札が行われる契約(入札によらない契約にあつては、同日以後に締結されるもの)について適用する。

附 則 (平成 21 年 1 月 14 日)

この要綱は、平成 21 年 1 月 19 日 (以下「適用日」という。) 以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約及び東京都下水道局契約事務規程第 34 条に基づき契約条項その他見積りに必要な事項の提示を行う契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約及び東京都下水道局契約事務規程第 34 条に基づき契約条項その他見積りに必要な事項の提示を行う契約で適用日以後に入札執行等されるものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和 2 年 3 月 27 日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日以後に締結される契約に適用する。

附 則 (令和 6 年 8 月 2 日)

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日 (以下「適用日」という。) 以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。